

不法投棄は



犯罪です

懲役**5**年以下、罰金**1,000**万円(法人**3**億円)以下

見つけたら 不法投棄ホットライン **QRコードから通報**

0120-381-790

さ ん ば い な く そ お ー



新潟県ホーム
ページからも
通報できます。



「5/30～6/8」と「11/1～11/10」は、県民総ぐるみで不法投棄ゼロを目指す
不法投棄防止週間「不法投棄ストップ! 県民ウィークにいがた」です。



新潟県環境局

不法投棄とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定めており、これに反して、廃棄物を捨てることを不法投棄といいます。

不法投棄に対する罰則は、厳しく定められています。

罰 則

5年以下の懲役又は1,000万円
(法人は3億円)以下の罰金

未遂行為や共犯者も罰せられます。

○不法投棄は、人目につきにくい夜間や早朝に、山間部や河川敷、または休耕田などで行われることが多いものです。

○自分の土地であっても、穴を掘って廃棄物を埋めたりすることは不法投棄にあたります。

産業廃棄物の不法投棄を発見したら

次の事項について、分かる範囲でお知らせください。

通報する内容

◆発見日時

◆発見した場所

○投棄の行われた場所
(分かれば土地の所有者や連絡先など)

○周囲の様子(住宅地、山林…など)

○現場周辺の目印や進入路

◆投棄をした人や会社、自動車について (分かればナンバーや連絡先など)

◆不法投棄の状況

○廃棄物の種類(木くず、コンクリートがら、金属くず…など)

○廃棄物の量(高さや横幅、ドラム缶何本分など、おおまかで結構です)

○周辺環境への影響(におい、汚水…など)

◆あなたの氏名と連絡先(確認のための連絡を させていただく場合があります)

※お知らせいただいた氏名等の個人情報は固く守られます。

不法投棄を発見したら、不法投棄ホットライン又は下記にご連絡をお願いします。

発見した市町村	機 関 名	電話番号
新発田市、阿賀野市、胎内市、村上市 五泉市、聖籠町、阿賀町、関川村、粟島浦村	新発田地域振興局 健康福祉環境部環境センター	0254-26-9139
三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村	三条地域振興局 健康福祉環境部環境センター	0256-36-2234
長岡市、見附市、小千谷市、柏崎市、出雲崎町 刈羽村	長岡地域振興局 健康福祉環境部環境センター	0258-38-2532
南魚沼市、魚沼市、十日町市、湯沢町、津南町	南魚沼地域振興局 健康福祉環境部環境センター	025-772-8154
上越市、妙高市、糸魚川市	上越地域振興局 健康福祉環境部環境センター	025-524-4237
佐渡市	佐渡地域振興局 健康福祉環境部環境センター	0259-74-3428
新潟市	新潟市環境部廃棄物対策課 廃棄物指導室	0120-381-794

新潟県環境局 資源循環推進課

不法投棄ホットライン：0120-381-790 (FAX共通)

さんばい なくそー

Webによる通報も
受け付けています。

